ヘ　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)　ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)(一)、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

(二)　当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三)　当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四)　通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2)　ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)(二)から(四)まで並びにホ(1)(一)、(五)及び(六)に該当するものであること。

ト　特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)から(3)まで、ホ又はヘのいずれかに該当するものであること。

チ　診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)　診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二)　当該指定短期入所療養介護を行う病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三)　当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四)　当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五)　当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上であること。

(六)　療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(七)　診療所（(六)の診療所を除く。）においては、食堂及び浴室を有していること。

(2)　診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　(1)(一)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(二)　当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ　ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)　チ(1)(一)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(2)　当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3)　当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌ　特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること。

ル　認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)　認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する規定により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二)　当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三)　当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四)　(二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五)　通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2)　認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　認知症病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるもの及び(1)(一)に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二)　当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三)　当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四)　(二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五)　通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(3)　認知症疾患型短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　(2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二)　当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4)　認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　(2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二)　当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5)　認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)　(2)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。